

令和5年第2回野洲市議会定例会提出案件

1 新年度予算 10件

- 議第2号 令和5年度野洲市一般会計予算
- 議第3号 令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第4号 令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第5号 令和5年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第6号 令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第7号 令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第8号 令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第9号 令和5年度野洲市水道事業会計予算
- 議第10号 令和5年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第11号 令和5年度野洲市病院事業会計予算

2 補正予算 7件

□議第12号 令和4年度野洲市一般会計補正予算（第14号）

①予算額

- ・補正前予算額 27,432,884千円
- ・補正額 464,738千円
- ・補正後予算額 27,897,622千円

②補正の概要

【歳入】

- ・個人市民税（103,233千円）、法人市民税（1,015,791千円）、固定資産税の現年分（146,030千円）及び都市計画税の現年分（57,166千円）の増額
- ・普通交付税の追加交付による増額（91,213千円）
- ・児童手当の減額による国庫負担金の減額（△42,221千円）及び県負担金の減額（△8,977千円）
- ・民間保育所運営委託費等の減額に伴う国庫負担金（△22,285千円）及び県負担金（△17,425千円）の減額
- ・都市構造再編集中支援事業交付金実績差額分の国庫補助金の減額（△34,206千円）
- ・団体営農地防災事業費補助金実績差額分の県支出金の減額（△35,857千円）
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定に伴う県支出金の計上（10,375千円）

【歳出】

- ・財政調整基金への積立て（510,000千円）、公共施設等整備基金への積立て（150,000千円）及び都市計画事業基金への積立て（198,000千円）

- ・後期高齢者医療広域連合負担金の増額（19,445千円）
- ・発達支援センター工事請負費等執行差額分の減額（△93,463千円）
- ・児童手当の決算見込みに伴う減額（△60,175千円）
- ・民間保育所に対する保育所運営委託料（△22,220千円）及び施設型給付費（△22,350千円）の決算見込みによる減額
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定に伴う補助金の計上（10,375千円）
- ・下水道会計負担金の増額（72,226千円）
- ・総合体育館大規模改修工事請負費等執行差額分の減額（△45,000千円）

□議第13号 令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,770,282千円
- ・補正額 11,813千円
- ・補正後予算額 4,782,095千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費支給見込み額増額に伴う保険給付費普通交付金の増額（10,250千円）
- ・保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額（△10,286千円）
- ・繰越金の増額（11,849千円）

【歳出】

- ・一般被保険者療養給付費及び葬祭費補助金の決算見込みによる増額（10,250千円）
- ・人間ドック・脳ドック検診助成決算見込みによる人間ドック等補助金の増額（613千円）

□議第14号 令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

①予算額

- ・補正前予算額 734,189千円
- ・補正額 △18,055千円
- ・補正後予算額 716,134千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる特別徴収保険料の減額（△22,735千円）及び普通徴収保険料の増額（13,736千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額（△9,056千円）

【歳出】

- ・特別及び普通徴収保険料の減額並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額（△18,055千円）

□議第 15 号 令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 8 9 7, 3 0 0 千円
- ・補正額 3 4 7 千円
- ・補正後予算額 4, 8 9 7, 6 4 7 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症に起因して減免した介護保険料に対して交付される特別調整交付金の増額（347 千円）

【歳出】

- ・介護保険給付費準備積立金への積立て（347 千円）

□議第 16 号 令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 2 7, 3 2 5 千円
- ・補正額 3, 3 6 0 千円
- ・補正後予算額 3 0, 6 8 5 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・永代使用墓所区画の販売数増加による使用料の増額（3,360 千円）

【歳出】

- ・市内在住者等永代使用料収入を墓地公園整備基金へ積立て（3,360 千円）

□議第 17 号 令和 4 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 7 1 1, 6 0 2 千円
- ・補正予算額 7 2, 2 2 5 千円
- ・補正後予算額 1, 7 8 3, 8 2 7 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 6 6 5, 9 4 3 千円
- ・補正予算額 2 9 9 千円
- ・補正後予算額 1, 6 6 6, 2 4 2 千円

【資本的支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 8 6 2, 2 0 9 千円

- ・ 補正予算額 682千円
- ・ 補正後予算額 862,891千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・ 一般会計補助金の増額 (72,225千円)

【収益的支出】

- ・ 給料の増額 (246千円)、法定福利費の増額 (53千円)

【資本的支出】

- ・ 国庫補助金返還金の計上 (682千円)

□議第 18 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算 (第 5 号)

①予算額

【収益的支出】

[支出]

- ・ 現計予算額 3,267,113千円
- ・ 補正予算額 1,218千円
- ・ 補正後予算額 3,268,331千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・ 事務員給の増額 (799千円)、事務員手当の増額 (111千円)、法定福利費の増額 (193千円)、退職給付費の増額 (112千円)
- ・ 厚生福利費の増額 (3千円)

③債務負担行為

- ・ 東館耐震補強設計業務
期間：令和4年度から令和5年度まで
限度額：12,000千円

3 条例制定・改廃 13 件

□議第 19 号 野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要な事項を定めるため、「野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する。

- ・ 第 1 条 趣旨について規定
- ・ 第 2 条 定義について規定
→ 実施機関の定義

市長（水道事業及び下水道事業の管理者権限を行うものを含む。）、

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、
固定資産評価審査会、病院事業管理者

- ・第3条 個人情報取扱事務の届出について規定
 - 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止をするときは市長に届出
 - 届出があれば野洲市個人情報保護審査会（以下「審査会」）に報告
 - 届出事項は、一般の閲覧に供する。
 - 届出事項
 - ①事務の名称、②組織名称、③目的、④範囲、⑤記録項目、⑥収集方法、
 - ⑦保有個人情報の利用又は経常的に行うときは利用の範囲と提供、
 - ⑧要配慮個人情報が含まれているときはその旨、⑨その他規則委任
 - 届出があったとき、審査会に報告
- ・第4条 手数料について規定
 - 開示請求に係る手数料と減免の規定
 - 閲覧は無料
- ・第5条 審査会への諮問について規定
 - 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問できる。
- ・第6条 委任について規定
- ・付則第2条 「野洲市個人情報保護条例」の廃止について規定
- ・付則第3条、付則第4条 「野洲市個人情報保護条例」の廃止に伴う経過措置について規定

施行日 令和5年4月1日

□議第20号 野洲市個人情報保護審査会条例

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、改正後の「個人情報の保護に関する法律」と「野洲市議会の個人情報の保護に関する条例」に基づく本市における個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保することを目的として、野洲市個人情報保護審査会を設けるため、「野洲市個人情報保護審査会条例」を制定する。

- ・第1条 設置について規定
- ・第2条 所掌事務について規定
 - 諮問に応じ審査請求について調査審議（議会を含む。）
- ・第3条 委員について規定
 - 委員5人以内、任期2年、守秘義務
- ・第4条 審査会の調査権限について規定

- ・第5条 委任について規定
 - ・第6条 罰則について規定
- 施行日 令和5年4月1日

□議第 21 号 野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、個人情報保護制度の一元化が図られることから、本市においても必要な規定の整備を行うため、「野洲市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」ほか3条例について、所要の改正を行う。

- 【第1条】野洲市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
 - ・第9条中「野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）第12条第1項に」を「市長が別に定めるところにより」に改める。
- 【第2条】野洲市債権管理条例の一部改正
 - ・第9条第1項中「野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）第2条第5号」を「野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年野洲市条例第 号）第2条第2項」に、「野洲市個人情報保護条例第7条第1項第1号又は第9条第1項第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項本文」に改める。
- 【第3条】野洲市行政不服審査関係手数料条例の一部改正
 - ・第5条第2項中「以下」を「次項において」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 5 野洲市個人情報保護審査会条例（令和5年野洲市条例第 号）第1条に規定する野洲市個人情報保護審査会に関する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「野洲市行政不服審査会（次項において「審査会」という。）」とあるのは「野洲市行政不服審査会（次項において「審査会」という。）又は野洲市個人情報保護審査会」と、第3項中「審査会」とあるのは「審査会若しくは野洲市個人情報保護審査会」とする。
- 【第4条】野洲市附属機関設置条例の一部改正
 - ・別表第2市長の部野洲市個人情報保護審査会の項中「野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）」を「野洲市個人情報保護審査会条例（令和5年野洲市条例第 号）」に改める。

施行日 令和5年4月1日

□議第 22 号 野洲市企業版ふるさと納税基金条例

企業から企業版ふるさと納税として受けた寄附について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金として積み立てるため、「野洲市企業版ふるさと納税基金条例」を制定する。

- ・第1条 設置について規定
- ・第2条 積立てについて規定
- ・第3条 管理について規定
- ・第4条 運用益金の処理について規定
- ・第5条 繰替運用について規定
- ・第6条 処分について規定
- ・第7条 委任について規定

施行日 公布の日

□議第 23 号 野洲市都市計画事業基金条例

今年度から賦課している都市計画税について、今後の都市計画事業等に要する費用の財源に充てるための基金として積み立てるため、「野洲市都市計画事業基金条例」を制定する。

- ・第1条 設置について規定
- ・第2条 積立てについて規定
- ・第3条 管理について規定
- ・第4条 運用益金の処理について規定
- ・第5条 繰替運用について規定
- ・第6条 処分について規定
- ・第7条 委任について規定

施行日 公布の日

□議第 24 号 野洲市立幼保連携型認定こども園条例

本市における公立こども園とは、本市の公立幼稚園と公立保育所とを総称しているものであるが、本市の公立こども園について、国が位置づけしている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定している幼保連携型認定こども園に移行するため、同法第12条の規定に基づき、「野洲市立幼保連携型認定こども園条例」を制定する。

- ・第1条 設置について規定
- ・第2条 名称及び位置について規定
- ・第3条 通園区域について規定
- ・第4条 事業について規定
- ・第5条 利用者負担について規定

- ・第6条 延長保育について規定
- ・第7条 預かり保育について規定
- ・第8条 職員について規定
- ・第9条 委任について規定

施行日 令和6年4月1日

□議第 25 号 野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

「野洲市立幼保連携型認定こども園条例」を施行することに伴い、関係する条例中の文言を整理するなど、所要の改正を行う。

- 【第1条】野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部改正
- 【第2条】野洲市職員定数条例の一部改正
- 【第3条】野洲市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 【第4条】野洲市使用料条例の一部改正
- 【第5条】野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部改正
- 【第6条】野洲市通学区域審議会条例の一部改正
- 【第7条】野洲市立幼稚園条例の一部改正
- 【第8条】野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正
- 【第9条】野洲市立保育所条例の一部改正
- 【第10条】野洲市附属機関設置条例の一部改正

施行日 令和6年4月1日

□議第 26 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

①COPD（慢性閉塞性肺疾患）検診の実効性及び効率性の検証並びに評価を行う組織の見直しを機に「野洲市COPD検診運営委員会」を市長の附属機関として位置付けるため、②本市文化財の総合的な保存活用を推進するため、野洲市文化財保存活用地域計画の策定準備を進めるに当たり、学識経験者、市内文化財関係者、学校教育関係者等による「野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会」を教育委員会の附属機関として新規に設置するため、③昨年9月1日より病院事業管理者が設置され、同年12月に新しい場所での新病院整備が機関決定されたことに伴い、市長の附属機関である「野洲市民病院整備運営評価委員会」を、名称を「野洲市民病院整備事業等審議会」とし、病院事業管理者の附属機関とするため、④社会経済情勢の変化への対応や地域住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するための野洲市地域公共交通計画の策定が必要となることから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基

づく法定協議会を設置し、新たな仕組みを構築することに伴い、現行の市長の附属機関である「野洲市地域公共交通会議」は廃止する。

○【第1条】野洲市附属機関設置条例の一部改正（①に関する改正）
（改正後）

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	野洲市COPD検診運営委員会	COPD検診の実効性及び効率性の検証並びに評価等に関する事務	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 守山野洲医師会を代表する者 (3) COPD検診受託医療機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者	2年

○【第2条】野洲市附属機関設置条例の一部改正（②、③に関する改正）
（改正後）

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
教育委員会	野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会	市の文化財の保存及び活用に関する調査の指導、評価及び検討に関する事項等の調査審議等に関する事務	10人以内	(1) 文化財に関する学識経験を有する者 (2) 市内の文化財の保存及び活用に携わる者 (3) 学校教育に関係する機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者	3年

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
病院事業管理者	野洲市民病院整備事業等審議会	野洲市民病院の整備事業における設計及び建設工事、医療機器整備並びに病院事業の運営に係る計画の審議に関する事務	15人以内	(1) 医療に関する学識経験を有する者 (2) 建築に関する学識経験を有する者 (3) 医療経済に関する学識経験を有する者 (4) 病院整備事業に係る機関の関係者	病院事業管理者が別に定める期間

○【第3条】野洲市附属機関設置条例の一部改正（④に関する改正）

施行日 第1条の規定は公布の日、第2条の規定は令和5年4月1日、第3条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

□議第27号 野洲市子育て支援会議条例等の一部を改正する条例

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」、「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」並びに「子ども家庭庁設置法」、「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」が公布されたことに伴い、関係条例に所要の改正を行う。

- 【第1条】野洲市子育て支援会議条例の一部改正
 - ・第1条、第2条 → 子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれの改正
- 【第2条】野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・第4条、第6条、第7条、第8条、第13条、第20条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条
→ 子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれの改正
 - ・第15条 → 学校教育法の改正に伴う条ずれの改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う主務大臣の変更
 - ・第26条 → 全文を削除
 - ・第44条 → こども家庭庁設置法の施行に伴い主務大臣を変更
- 【第3条】野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・第3条第1項 → 規定上の文言の整理
 - ・第7条の2 → 家庭的保育事業者等が安全に関する事項についての（新設） 計画（安全計画）を策定し、この計画に従い必要な措置を講じるとともに、取組の内容について周知することを規定
 - ・第7条の3 → 自動車を運行する場合の所在の確認について規定（新設）
 - ・第10条 → 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について
 - ・第13条 → 全文を削除
 - ・第14条第2項 → 家庭的保育事業者等における衛生管理等について必要な措置を具体的に規定
 - ・第25条 → こども家庭庁設置法の施行に伴い主務大臣を変更
- 【第4条】野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・第3条第1項 → 規定上の文言の整理
 - ・第6条の2 → 家庭的保育事業者等が安全に関する事項についての（新設） 計画（安全計画）を策定し、この計画に従い必要な措置を講じるとともに、取組の内容について周知することを規定
 - ・第6条の3 → 自動車を運行する場合の所在の確認について規定（新設）
 - ・第9条第1項 → 規定上の文言の整理
 - ・第12条の2 → 放課後児童健全育成事業者が感染症や非常事態時の（新設） 対応についての計画（業務継続計画）を策定し、この計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることを規定

- ・第13条第2項 → 放課後児童健全育成事業者における衛生管理等について必要な措置を具体的に規定

○【第5条】野洲市特定教育・保育等の実施に関する費用徴収条例の一部改正

- ・第3条 → 規定上の文言の整理
- ・第4条 → 子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれの改正

施行日 令和5年4月1日（ただし、第2条中第26条の改正規定及び第3条中第13条の改正規定は、公布の日）

口議第28号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和5年4月1日に「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が施行され、出産育児一時金の支給額が改正されることを受け、また、規定上の文言の整理を行うため、所要の改正を行う。

- ・第2条中「以下「協議会」を「次条において「協議会」に改める。
- ・第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改め、同項ただし書中「第36条」を「第36条ただし書」に改める。

施行日 令和5年4月1日

口議第29号 野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年12月に消防庁から消防団員の処遇改善のための取組に関する通知が出され、その中で非常勤消防団員の報酬等の基準に基づく消防団員の年額報酬及び出動報酬の改善を求められていることから、消防団員の確保及び士気向上のためには処遇の改善が必要と判断し、所要の改正を行う。

(1) 年額報酬について

報酬額を次表のとおり改善する。

区分	改善後の金額（※カッコ内は現行の金額）
団長	82,500円（72,000円）
副団長	69,000円（60,000円）
分団長	50,500円（48,000円）
副分団長	45,500円（35,000円）
部長	37,500円（32,000円）
班長	37,000円（26,000円）
団員	36,500円（23,000円）

(2) 出動報酬について

報酬額を「非常出動1回につき3,500円」、「訓練等出動1回につき2,000円」から「出動1時間につき1,000円」に改善する。

施行日 令和5年4月1日

□議第 30 号 野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 4 月 1 日に「博物館法の一部を改正する法律」が施行され、公立博物館の設置に関する事項を条例で定める規定が削除されたことから、施設の位置づけを見直すとともに、規定上の文言の整理を行うため、所要の改正を行う。

- ・第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき、」を「市民及び利用者の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 2 項に規定する公立博物館である」に改める。
- ・第 5 条第 5 号中「連絡」の次に「、連携及び協力」を加える。
- ・第 6 条中「以下」を「次条第 2 項において」に改める。
- ・第 12 条中「第 20 条」を「第 23 条」に、「以下」を「次条第 1 項において」に改める。
- ・第 13 条第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

施行日 令和 5 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 5 年 4 月 1 日に「民法等の一部を改正する法律」が施行され、民法に継続的給付を受けるための設備の設置権等について定める第 213 条の 2 及び第 213 条の 3 が新設されることを受け、また、規定上の文言の整理を行うため、所要の改正を行う。

- ・現行の条例では、他人の土地等に給水装置を設置する者に対しては、当該土地等の所有者からの同意書等の提出を求めることができるよう規定しているが、新設される民法第 213 条の 2 及び第 213 条の 3 の適用がある場合は、当該土地等の所有者からの同意書等の提出を不要とする。

施行日 令和 5 年 4 月 1 日（ただし、第 5 条第 2 項の改正規定以外の改正規定は、公布の日）

4 その他 3 件

□議第 32 号 工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）

令和 3 年 12 月 23 日議決を得た中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事の請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事
- 2 契約金額

中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事

変更前	変更後
7 1 0, 6 4 9, 5 0 0 円	7 2 7, 5 1 3, 6 0 0 円

- 3 契約の相手方 滋賀県大津市におの浜一丁目 1 番 2 4 号
株式会社桑原組 大津本店
常務執行役員本店長 齊藤 秋雄

【変更契約の概要】

(契約金額の増額)

- 土工事 10,783,300 円
 - ・ 土壌汚染（ヒ素）対策工事に係る費用の追加
- 外構工事 3,484,800 円
 - ・ 受水槽廻りフェンス工事の追加
- その他 2,596,000 円
 - ・ 工期延長による仮設経費の追加

計 16,864,100 円

(工期の延長)

当初完了予定日である令和5年1月31日から同年5月31日まで延長

□議第33号 工事請負契約の変更について（総合体育館大規模改修工事（機械設備工事））

令和4年3月25日議決を得た総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）の請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）
- 2 契約金額

総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）

変更前	変更後
224,675,000円	251,659,100円

- 3 契約の相手方 滋賀県野洲市小篠原 2097 番地 3
株式会社 北中工業
代表取締役 北中 良樹

【変更契約の概要】

(契約金額の増額)

- 機械室内改修工事 15,990,700 円
 - ・ 館内温度管理のために空調自動制御機器等を追加
 - ・ 機械室内ダクト更新に伴うパッキンアスベスト（レベル3）撤去を追加
 - ・ 既設チャンバーBOX再利用による減額
- 館内諸室の改修工事 8,386,400 円
 - ・ 大アリーナ床下排気ダクト撤去に伴うアスベスト（レベル3）除去を追加
 - ・ 事務室空調設備の経年劣化による更新を追加
 - ・ 更衣室換気設備の経年劣化による更新を追加
 - ・ 各トイレウォシュレット用上水配管を追加
 - ・ 更衣室空調設備の設置に伴い集中管理機能等を追加

- 外構工事 2,607,000 円
 - ・ 雨水配管（内樋）改修を追加
 - ・ 北面及び東面汚水・雑排水管改修を追加

計 26,984,100 円

（工期の延長）

なし

□議第 34 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路線名	認定理由
ろくたんだせん 六反田線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

5 人事案件 2 件

□議第 35 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏名	住所	生年月日
おおたに かずお 大谷 和雄		

※任期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

□議第 36 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏名	住所	生年月日
にしかわ のりこ 西川 典子		

※任期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで